

法人府民税 法人事業税 地方法人特別税 特別法人事業税



法人府民税

■ 納める人

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人 公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会等）で収益事業を営むもの	均等割額 法人税割額
府内に事務所等を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均等割額
府内に事務所等を有する公共法人（日本放送協会、日本下水道事業団等）	
府内に寮等がある法人で府内に事務所等を有しないもの	

■ 納める額

● 均等割

資本金等の額に応じて、5段階の税率が定められています。

法人の資本金等の額の区分	税率
1,000万円以下である法人等（注）	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

法人府民税（均等割）の超過課税について

大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興等、大阪経済の成長に向けた施策を実施するため、令和4年3月31日までの間に開始する事業年度分まで法人府民税（均等割）について超過課税を実施しています。

（注）①公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）②人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限ります。）③一般社団法人・一般財団法人④資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

※1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、連結法人については、同条第17号の2に規定する額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）

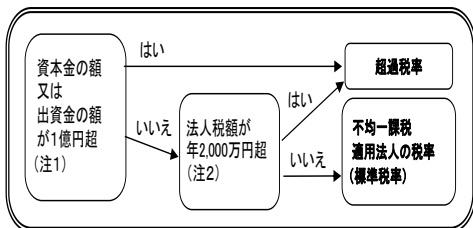
なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の25の規定により算定した金額をいいます。

※2 「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

● 法人税割

$$\text{法人税額（連結法人は個別帰属法人税額）} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

○ 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



税率（％）			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	
超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）	超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）
2	1	4.2	3.2

（注1） 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

（注2） 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000万円×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。納税場所については、11ページを参照してください。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人） 予定申告 前事業年度分として納付した税額及び $\frac{\text{納付すべきことが確定した税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$ 仮決算に基づく中間申告（注） 事業年度開始の日から6か月の期間を一事業年度とみなして計算した場合の申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告（3のものを除く。）	事業年度終了の日から2か月以内
3 府民税均等割申告 公共法人・公益法人等で収益事業を営まない場合の申告	4月30日

（注）連結法人及び法人課税信託である場合は、仮決算に基づく中間申告はできません。仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。

- 2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、従業者の数によって、都道府県ごとに法人税額又は個別帰属法人税額を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分が行われた場合は、都道府県知事にその旨を届けることにより、法人税と同じ期間、申告書の提出期限が延長されます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。

法人府民税（法人税割）・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通等企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、令和2年10月31日までに終了する事業年度分の法人府民税（法人税割）及び法人事業税について超過課税を実施しています。

法人事業税

■納める人

府内に事務所等を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会等）は、収益事業を営む場合に限り納めます。

■納める額

法人事業税は、次に該当する法人を除き、各事業年度の所得（連結法人は個別所得）に対する税額を納めます。

医療法人（公益法人等及び人格のない社団等で医療保険業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会の社会保険診療に係る所得については課税されません。

- 電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人については、収入金額に対する税額を納めます。
- 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）については、付加価値額、資本金等の額及び所得に対する税額を納めます。

……………▶ 外形標準課税（6ページを参照してください。）

● 所得を課税の基礎とする法人

$$\text{所 得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 収入金額を課税の基礎とする法人

$$\text{収 入 金 額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 付加価値額、資本金等の額（1ページを参照してください）及び所得を課税の基礎とする法人【外形標準課税】

$$\text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} + \text{所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 税率

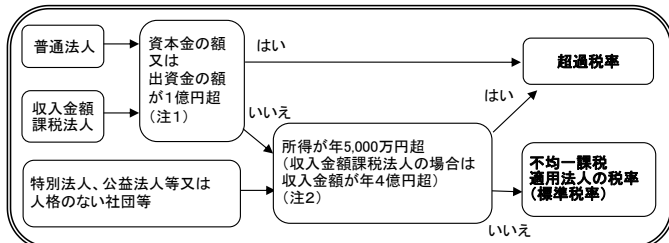
■ 税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)				
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	
所得金額課税法人	普通法人(注1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割 軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.665	5.3	5.465	5.1
			年800万円を超える所得	7.48	7	7.18	6.7
	軽減税率不適用法人		7.48	7	7.18	6.7	
	特別法人(注1・2)	所得割 軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
			年400万円を超える所得	5.23	4.9	4.93	4.6
軽減税率不適用法人			5.23	4.9	4.93	4.6	
収入金額課税法人	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.065	1	0.965	0.9
外形標準課税適用法人(注4)	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	0.495	0.4 (注3)	0.395	0.3 (注3)
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.835	0.7 (注3)	0.635	0.5 (注3)
			年800万円を超える所得	1.18	1 (注3)	0.88	0.7 (注3)
		軽減税率不適用法人		1.18	1 (注3)	0.88	0.7 (注3)
	付加価値割		1.26		1.26		
	資本割		0.525		0.525		

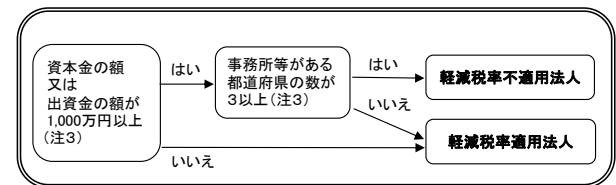
- (注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
- (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
- (注3) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税又は特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。
- (注4) 外形標準課税適用法人とは、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

■ 税率適用フロー

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- (注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
- (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「㉗欄」に記載すべき額又は「㉘欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- (注3) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■納める方法

法人府民税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。納税場所については11ページを参照してください。

- 2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、従業員の数等によって、都道府県ごとに所得等を按分して計算した税額を申告して納めます。
- 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定めにより、又は連結親法人が連結子法人が多数に上ること等の理由により、決算についての定時総会が招集されない若しくは連結所得金額の計算を了することができないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をそれぞれ事業年度終了の日から2か月以内に提出することができない常況にある法人は、都道府県知事に申請書を提出し、承認を受けることにより、①事業年度終了の日から3か月以内（連結法人にあつては4か月以内）、②当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等に定めがある場合は6か月を超えない範囲内、③やむを得ない理由がある場合には指定する月数以内に申告し、納めることができます。ただし、この延長された期間については延滞金を納めなければなりません。

地方法人特別税

■納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。

※ 平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用されます。

■納める額

$$\text{基準法人所得割額（基準法人収入割額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。（標準税率については、3ページを参照してください。）

●税率

課税標準	法人の種類	税率（％）	
		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	414.2	93.5
	外形標準課税適用法人以外の法人	43.2	43.2
基準法人収入割額		43.2	43.2

■納める方法

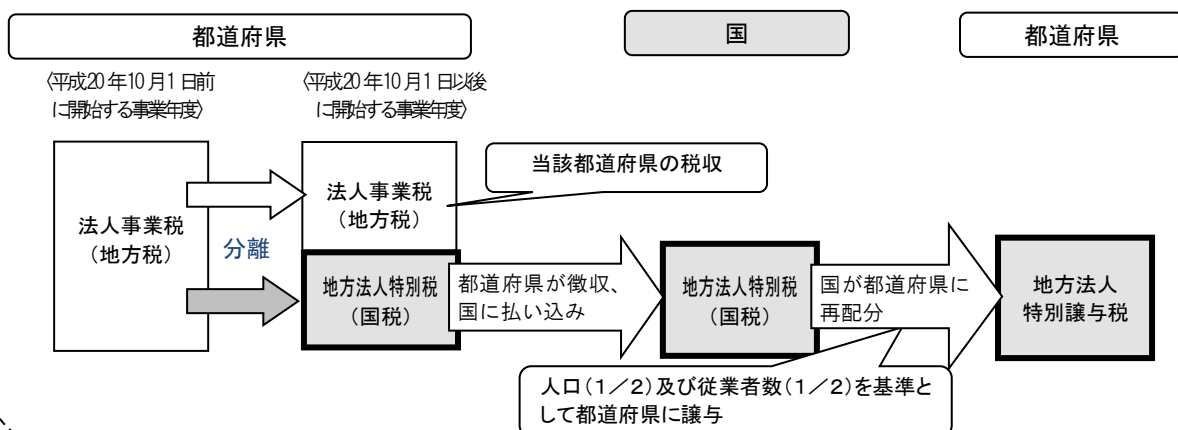
法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

納税場所については11ページを参照してください。

（参考）地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業員数で按分して、国が都道府県に譲与します。



特別法人事業税

納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。
※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

納める額

$$\text{基準法人所得割額（基準法人収入割額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。（標準税率については、3ページを参照してください。）

税率

課税標準	法人の種類	税率（%）
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	260
	外形標準課税適用法人以外の法人（特別法人を除く。）	37
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30

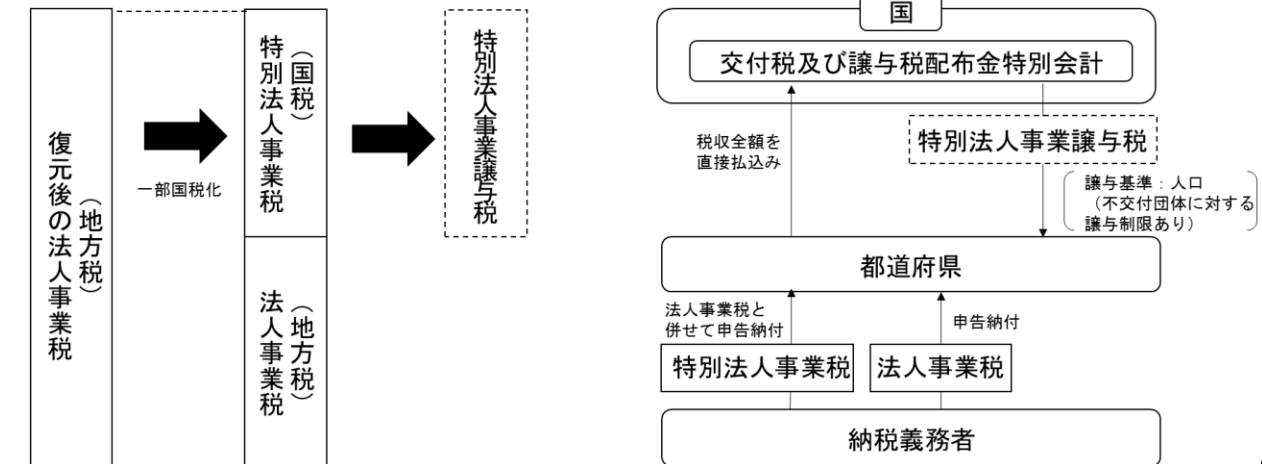
納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。
納税場所については11ページを参照してください。

（参考）特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の概要

特別法人事業税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、人口で按分して、国が都道府県に譲与します。



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が行う地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人住民税法人税割額及び法人事業税額から控除する制度です。

青色申告書を提出する法人が、平成28年4月20日から令和2年3月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合に当該寄附金を支出した日を含む事業年度の法人事業税、法人府民税から次の金額を控除します。

- ・法人事業税 寄附額の10%【ただし、法人事業税額の20%が上限】
- ・法人府民税（法人税割） 寄附額の5%（令和元年10月1日以後に開始する事業年度は2.9%）
【ただし、法人府民税法人税割額の20%が上限】

※ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を受ける場合は、第7号の3様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出をお願いします。

法人事業税の外形標準課税について

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業又は貿易保険業を除きます。）に対する事業税については、付加価値割、資本割及び所得割の合算によって課される外形標準課税の適用となります。

課税標準

付加価値割

$$\text{付加価値額} = \text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料} \pm \text{単年度損益}$$

※ 単年度損益が欠損で収益配分額から控除した結果、付加価値額がマイナスになる場合の付加価値額の繰越控除制度はありません。

資本割

資本金等の額

法人税法第2条第16号に規定する額（連結法人については、同条第17号の2に規定する額）から、無償減資等の額を控除するとともに、無償増資等の額を加算した額をいいます。
なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

所得割

$$\text{所得} = \text{益金} - \text{損金}$$

※ 所得は、原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得又は連結所得に係る個別所得の計算の例によって算定した金額で、欠損金額及び災害欠損金額の繰越控除がある場合にはこれを控除した後の金額となります。

1 付加価値額の算定（概要）

① 報酬給与額…各事業年度の報酬給与額は次のア及びイの合計額となります。

※ 原則として、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金に算入されるものに限ります。

ア 各事業年度において、役員又は使用人に対する報酬、給料、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

※ 雇用又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものであり、支給形態や名称は問わず、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが対象となります。

したがって、通勤手当及び在勤手当のうち、所得税において非課税とされる額に相当する金額は対象になりません。

イ 各事業年度において、役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金規約に基づく掛金等一定のもの合計額

※ 年金給付及び一時金等の給付に充てる以外の目的で支出する事務費掛金等は対象になりません。

- 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」又は「船員職業安定法」に規定する労働者派遣（船員派遣）契約に基づき労働者（船員）派遣を受け、又は労働者（船員）派遣をした場合には、上記ア・イの合計額に、次の金額を加えた金額又は控除した金額になります。

《労働者（船員）派遣の役務の提供を受けた法人》

労働者（船員）派遣の役務の提供の対価として、当該派遣をした者に支払う金額に75%を乗じて得た金額を加えた金額

《労働者（船員）派遣をした法人》

派遣労働者（船員）に係る上記ア・イの合計額を限度として、労働者（船員）派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額に75%を乗じて得た金額を控除した金額

- 役員又は使用人が他の法人に出向した場合において、当該出向した役員又は使用人の給与については、当該給与の実質的負担者の報酬給与額とし、出向者の退職給与その他これに類するものについては、当該退職給与その他これに類するものの形式的支払者の報酬給与額になります。

- 出向者の給与を出向元法人が支給し、出向先法人が自己の負担すべき給与に相当する金額（給与負担金）を出向元法人に支出した場合の当該給与負担金 ⇒ **出向先法人の報酬給与額になります。**
- 出向者の給与を出向先法人が支給し、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするため、出向者に支給する給与額 ⇒ **出向元法人の報酬給与額になります。**
- 出向先法人が、出向者に支給すべき退職給与その他これに類するものの額に充てるため、あらかじめ定められた負担区分に基づき出向元法人に支出する額 ⇒ **実際に当該出向者に退職給与として支給したときに、出向元法人の報酬給与額になることから、出向先法人が出向元法人へ支出する額は出向先法人の報酬給与額にはなりません。**
- 出向元法人が確定給付企業年金契約等を締結している場合において、出向先法人があらかじめ定められた負担区分に基づき出向元法人に支出する掛金、保険料 ⇒ **出向先法人の報酬給与額になります。**

- 請負契約等に係る代金の取扱いについては、労務の提供ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、注文者である法人の報酬給与額にはなりません。

ただし、請負契約とされている場合であっても、仕事を請け負った法人が当該請負契約に係る業務を行っているとは認められず、当該請負法人と注文者である法人が当該業務において一体となって認められるときは、当該請負法人の使用人に対する労務の提供の対価に相当する金額は、注文者である法人の報酬給与額になります。

- 内国法人が外国において勤務する役員又は使用人に対して支払う給与は、当該役員又は使用人が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額になります。

ただし、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、当該手当等の額は、報酬給与額にはなりません。

② 純支払利子…各事業年度の支払利子の合計額から受取利子の合計額を控除したものになります。

※ 原則として、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金又は益金に算入されるものに限ります。

$$\boxed{\text{純支払利子}} = \boxed{\text{支払利子の合計額}} - \boxed{\text{受取利子の合計額}}$$

（※受取利子の合計額が支払利子の合計額を超える場合は「零」とします。）

- 支払利子とは、法人が支払う利息等で、借入金の利息、社債の支払利息、手形の割引料等が対象になります。（原則として、法人税における「負債の利子」と一致するものとされています。）
- 受取利子とは、法人が受け取る利息等で、貸付金の利息、公社債の受取利息、預貯金等の受取利息等が対象になります。（原則として、支払利息の範囲と一致するものとされています。）

③ 純支払賃借料…各事業年度の支払賃借料の合計額から受取賃借料の合計額を控除したものになります。

※ 原則として、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金又は益金に算入されるものに限ります。

$$\boxed{\text{純支払賃借料}} = \boxed{\text{支払賃借料の合計額}} - \boxed{\text{受取賃借料の合計額}}$$

（※受取賃借料の合計額が支払賃借料の合計額を超える場合は「零」とします。）

- 支払賃借料とは、法人が支払う土地・建物等の賃借料で、土地又は家屋（家屋とは住宅、店舗、工場等をいい、土地又は家屋と一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）の賃借権、地上権、永小作権、その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価が対象になります。

※ 使用又は収益できる期間が連続して1月以上のものに限られます。

※ 賃借権等に係る役務の提供の対価（例えば、建物の管理費）については、賃借権等の対価（例えば、建物の賃料）と明確に区分されていない場合には、支払賃借料になります。

- 受取賃借料とは、法人が受け取る土地・建物等の賃借料で、原則として、支払賃借料の範囲と一致するものになります。

【収益配分額に占める報酬給与額の割合が高い法人の特例措置】

報酬給与額が収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）の70%を超える法人については、付加価値額（収益配分額±単年度損益）から、その超える額を雇用安定控除額として控除することができます。

$$\text{雇用安定控除額} = \text{報酬給与額} - \text{収益配分額} \times 70\%$$

- ④ 単年度損益・・・原則として、各事業年度の法人税の課税標準となる所得又は連結所得に係る個別所得の計算の例によって算定した金額で、欠損金額及び災害欠損金額の繰越控除前の金額になります。

⑤ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たした場合（注1）は、付加価値額から（注2）の金額を控除することができます。

（注1） 付加価値割における所得拡大税制の適用の要件は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と同様です。平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は、法人税における給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度と同様です。（法人税において税額控除制度の適用を受けていなくても、付加価値割における所得拡大税制の適用を受けることができます。）

（注2） 控除額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した額となり、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額となります。なお、雇用安定控除がある場合は収益配分額から雇用安定控除額を控除した額を収益配分額で除して計算した割合を乗じて計算した金額が控除額となります。

※ 国内雇用者、雇用者給与等支給額、基準雇用者給与等支給額、比較雇用者給与等支給額については、法人税における税額控除制度の計算の例によります。

2 資本金等の額の算定（概要）

資本金等の額・・・法人税法第2条第16号に規定する額（連結法人については、同条第17号の2に規定する額）から、無償増減資等の額を加減した額をいいます。

（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「資本金等の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）

【資本金等の額が1,000億円を超える法人の課税標準の特例措置】

下表の「①資本金等の額」欄の区分に応じた「②課税標準算入率」欄の率を乗じて計算した金額の合計額が課税標準となる資本金等の額とされます。また、資本金等の額が1兆円を超える場合は1兆円として計算します。

① 資本金等の額	② 課税標準算入率
1,000億円以下の金額	100%
1,000億円超5,000億円以下の金額	50%
5,000億円超1兆円以下の金額	25%

【持株会社の特例措置】

持株会社（特定子会社（発行済株式総数の50%超を保有する子会社）の株式の価額が、総資産の額の50%を超える法人をいいます。）の総資産の帳簿価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合を資本金等の額に乗じて計算した金額を当該資本金等の額から控除することができます。

$$\text{持株会社の資本金等の額} = \text{資本金等の額} - \text{資本金等の額} \times \frac{\text{特定子会社の株式等の帳簿価額}}{\text{総資産の帳簿価額}}$$

3 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される税率(3ページ参照)を用いて算定した法人事業税額(基準法人事業税額)に対する軽減措置。

- (a) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
- (b) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度
- (c) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

要件 (注1)	(1)基準法人事業税額 > (2)当該事業年度の課税標準額に平成28年3月31日現在の適用税率を用いて算定した法人事業税額 (基準法人事業税額とは、上記(a)から(c)のそれぞれの期間に開始する事業年度に適用される税率を用いて算定した法人事業税額をいいます。)	
控除額 (注2)	付加価値額が30億円以下の法人	付加価値額が30億円超40億円未満の法人
	(a)基準法人事業税額超過額 $((1)-(2)) \times 3/4$	(a)基準法人事業税額超過額 $\times \{(40\text{億円}-\text{付加価値額}) \times 3\} \div 40\text{億円}$
	(b)基準法人事業税額超過額 $((1)-(2)) \times 1/2$	(b)基準法人事業税額超過額 $\times (40\text{億円}-\text{付加価値額}) \div 20\text{億円}$
	(c)基準法人事業税額超過額 $((1)-(2)) \times 1/4$	(c)基準法人事業税額超過額 $\times (40\text{億円}-\text{付加価値額}) \div 40\text{億円}$

(注1) 基準法人事業税額等に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合はこれを切り捨てます。
(注2) 控除額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合はこれを切り上げます。

外形標準課税適用法人の申告手続等に係る注意点

- ① 中間申告について…法人事業税については、必ず中間申告納付の義務があります。
- ② 申告書の添付書類…申告書に下表の書類を添付し、申告してください。

◎…提出義務があります ○…該当する法人にあっては提出義務がありません ×…提出義務がありません

提出書類			提出先	主たる事務所等がある都道府県	その他の事務所等がある都道府県
法規則様式番号	様式名	対象法人			
第6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	全ての外形標準課税適用法人	◎	◎
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	特定内国法人 非課税事業を併せて行う法人	○	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	特定内国法人、外国法人 非課税事業を併せて行う法人 課税標準の特例を受ける法人	○	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	持株会社の特例措置を受ける法人	○	○
	別表5の3	報酬給与等に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	労働者派遣等の役務の提供を受けた法人・労働者派遣等をした法人	○	×
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	全ての外形標準課税適用法人	◎	×
	別表5の6	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に所得拡大促進税制の適用を受ける法人	○	○
	別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度に所得拡大促進税制の適用を受ける法人	○	○
別表5の7	平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書	税率改正に伴う負担変動の軽減措置を受ける法人	○	○	
添付書類	貸借対照表及び損益計算書(写)	全ての外形標準課税適用法人	◎	◎	

<お願い>

主たる事務所等が大府にある場合、以下の書類についても添付をお願いします。

- ・ 販売費及び一般管理費明細書、売上原価報告書、製造原価報告書(作成されていない場合は不要です。)
- ・ 法人税別表4又は別表4の2付表(所得の金額の計算に関する明細書)
- ・ 法人税別表5(1)又は別表5の2(1)付表1(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書)

成長産業特別集積区域における税制（成長特区税制）について

平成 28 年 4 月 1 日（旧特区税制は平成 24 年度から実施（※））から、大阪府内の成長産業特別集積区域（成長特区）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンス等の事業を行った場合、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。 ※旧特区税制についても、認定期間の間は引き続き軽減の適用があります。制度の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

●お問合せの窓口

大阪府 商工労働部 成長産業振興室

国際ビジネス・企業誘致課 誘致推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階

電話：06-6210-9482 FAX：06-6210-9296

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/index.html>

ハートフル税制について

大阪府では、平成 22 年 4 月 1 日から、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、次のとおり、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」（特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人又は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用）を実施しています。

	特定特例子会社	重度障がい者多数雇用法人	障がい者多数雇用中小法人
対象法人	平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に認定を受けた特例子会社で、次のすべての要件を満たすもの 府内の事務所等において ●雇用する障がい者である労働者が 5 人以上 ●雇用する労働者に占める障がい者の割合が 20% 以上 ●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が 30% 以上	平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次のすべての要件を満たすもの 法人及び府内の事務所等ともに ●雇用する障がい者である労働者が 5 人以上 ●雇用する労働者に占める障がい者の割合が 20% 以上 ●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が 30% 以上	雇用する労働者の数が常時 100 人以下の法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日における雇用障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの 【平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する各事業年度】 ① 平均雇用労働者数が 45.5 人未満の場合は 2 人 ② 平均雇用労働者数が 45.5 人以上 91 人未満の場合は 3 人 ③ 平均雇用労働者数が 91 人以上 100 人以下の場合は 4 人 ※ 平均雇用労働者数とは、法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。
軽減税目	法 人 事 業 税		
軽減内容	現行税率の 9 / 10		現行税率の 9 / 10。ただし、軽減額に上限があります。
適用年度	認定日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年の間に終了する各事業年度	要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年の間に終了する各事業年度	平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度
提出期限	認定を受けた日の翌日から起算して 2 月を経過する日	要件を具備した日の翌日から起算して 2 月を経過する日	確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれ申告期限前 30 日まで

■ この軽減税率の適用を受けるためには、上記の要件以外に対象法人ごとに定めた要件に該当するとともに、**商工労働部雇用推進室就業促進障がい者雇用促進グループ**での「事前確認手続」と府税事務所での「軽減税率の適用手続」の両方の手続を経てください。

詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループにお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ「ハートフル税制」（下記 URL）をご覧ください。

●「ハートフル税制」に関する確認申請・お問合せの窓口

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 11 階

電話：06-6360-9077/9078 FAX：06-6360-9079

URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html

納税場所

各府税事務所及び府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関等

- ・ 銀行、商工組合中央金庫の本店又は支店
- ・ 大阪府内に所在する信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及びゆうちょ銀行（郵便局）

詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の取扱金融機関一覧をご覧ください。

※ 納期限までに完納できない場合は、担当区域の府税事務所納税課までご相談ください。

納期限までに完納されない場合は、滞納となり延滞金がかかります。

eL TAXを利用すると、申告等がインターネットで簡単、便利に！！

■ 地方税ポータルシステム（eL TAX）とは・・・

地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットを利用して申告等の手続きができる便利なシステムのことです。

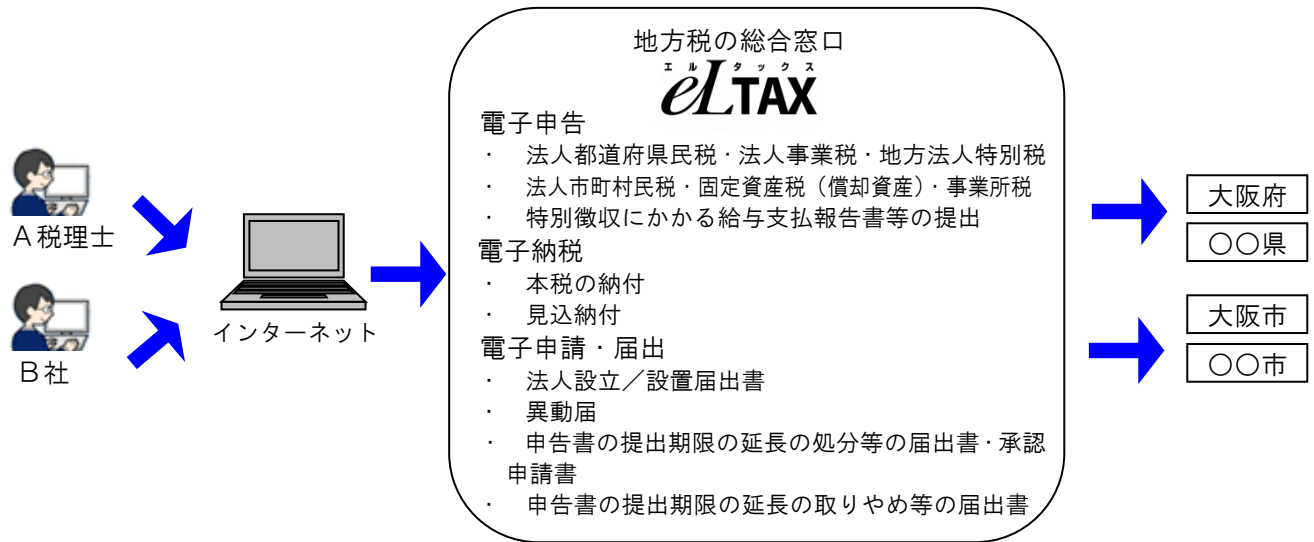
このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告がまとめて1回のデータ送信で行うことができます。

■ ご利用できること

- 法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告、納税、申請・届出
- 法人市町村民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告・特別徴収にかかる給与支払報告書等の提出

■ ご利用できる方

- 上記項目に係る申告手続きを行う納税者の方
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方



※ 大阪府では、法人府民税・法人事業税・地方法人特別税について、eL TAXを利用して、申告から納税まで手続きを一貫して行うことができます。

■ なお、利用手続等の詳細については、eL TAXホームページ又は府税のホームページ「府税あらかると」

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/denshi.html>) をご覧ください。

■ **令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税及び法人事業税の電子申告が義務付けされます。**

令和元年10月1日から地方税共通納税システムが開始されます！

地方税共通納税システムとは、すべての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税できる仕組みで、令和元年10月1日から利用できます。

地方税共通納税システムを利用することにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

<納税できる税金の種類>

法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
詳しくは、[eL TAXホームページ](#)をご覧ください。

お問合せ先

■府税事務所

(平成31年4月1日現在)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7935	540-8507 (法人申告書送付専用郵便番号)	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

■本庁

名称	電話・ファックス	郵便番号	所在地
税務局 徴税対策課	TEL 06(6210)9124 FAX 06(6210)9933	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

大法人の電子申告が義務化されます！

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人府民税・事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)による提出が義務化されます。

▶対象となる大法人とは、次の内国法人をいいます。

- ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人、特定目的会社



財務部税務局税政課 令和元年7月発行

(府税のホームページ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

TEL06-6210-9124/FAX06-6210-9933

この冊子は6,300部作成し、一部あたりの単価は5円です。